第３章　重点整備地区等の設定

（１）重点整備地区の設定の考え方

基本構想ではバリアフリーを重点的・一体的に進めるために「重点整備地区」を定める必要があります。

１）重点整備地区の要件（バリアフリー新法第２条第２１号、基本方針）

ア）生活関連施設があり、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

・原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね３以上あり、地区全体の面積が概ね４００ｈａ未満であること

・連続的な移動に係るバリアフリー化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き求められること

イ）生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要であると認められる地区

・高齢者、障がい者等の移動や施設の利用状況、土地利用や諸機能の集積状況、これらの将来の方向性、想定される事業の範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であること

ウ）バリアフリー化を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

・高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等の様々な都市機能の増進を図る上で、各種バリアフリー化等の重点的な実施が有効かつ適切と認められる地区であること

エ）境界の設定等

・重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めること

２）重点整備地区設定の考え方

旧基本構想における重点整備地区は、特定旅客施設である筑前前原駅、波多江駅を中心とした徒歩圏内を対象に、官公庁施設、福祉施設、大規模集客施設等の主要施設の分布状況や利用状況等を考慮して設定していました。

今回の改正における重点整備地区の設定の考え方は、旧基本構想を基本として、国が定める基本方針に即して次のとおりとします。

①　重点整備地区の範囲は、特定旅客施設に該当する筑前前原駅、波多江駅、新駅を中心とした徒歩圏内（概ね５００m～１ｋm程度の範囲）とします。

特定旅客施設の要件

次のア～エのいずれかに該当すること

ア）一日当たりの平均的な利用者の人数が５，０００ 人以上、新設の場合は５，０００人以上が見込まれること

→筑前前原駅、波多江駅、新駅が該当

イ）旅客施設を利用する高齢者の人数が国の算定よりも多い

算定式：旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数×糸島市の高齢化率

＞５，０００人×国の高齢化率

→糸島市の高齢化率２１．９%※1）　＜　全国の高齢化率２３．０%※1）

ウ）旅客施設を利用する障がい者の人数が国の算定よりも多い

算定式：旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数×糸島市の障がい者の割合

＞５，０００人×国の障がい者の割合

→糸島市の障がい者の割合５．５%※2）　＜　全国の障がい者の割合６．２%※3）

エ）当該旅客施設の移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が高い

例：高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活において利用する施設（盲学校、ろう学校、養護学校、大規模病院等）が周辺に立地している。

→該当施設なし

※１）：H22 国勢調査

※２）：庁内資料を基に算出

※３）：平成 27 年版障害者白書を基に算出

②　生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物が概ね３以上あり、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区を選定します。

③　重点整備地区の境界は、基本的に道路、河川、鉄道施設等の地物界によって定めます。

（2）生活関連施設の設定

生活関連施設は、「重点整備地区」や重点的・優先的にバリアフリー化を目指す経路となる「生活関連経路」の設定にかかわるものです。高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、文化施設等の多様な施設を位置づけることができます。

旧基本構想を基本に、施設の配置の変化、聞き取り調査等を踏まえ、特別特定建築物のうち「常に多数の人が利用する」または「高齢者や障がい者等が常時利用する」と考えられる施設を生活関連施設として設定します。

表　生活関連施設

最寄駅	区分	施設名	設定基準
筑前前原駅	特定旅客施設	筑前前原駅	平均利用者数 ５，０００ 人／日以上
	官公庁施設	糸島市役所	常に多数の人が利用
	福祉・勤労施設	介護予防センター　はつらつ館	高齢者、障がい者等が常時利用する施設
		人権センター	
	文化施設	伊都文化会館	常に多数の人が利用
		図書館	
	公民館	前原中央公民館	
		前原南公民館	
	郵便局	前原郵便局	
波多江駅	特定旅客施設	波多江駅	平均利用者数 ５，０００ 人／日以上
	公民館	波多江公民館	常に多数の人が利用
	郵便局	波多江郵便局	常に多数の人が利用
新駅	特定旅客施設	新駅	平均利用者数 ５，０００ 人／日以上 （見込）
	福祉・勤労施設	健康福祉センターあごら	高齢者、障がい者等が常時利用する施設
		東風高齢者いこいの家	
		ワークプラザ	
	公民館	東風公民館	常に多数の人が利用

筑前前原駅周辺重点整備地区

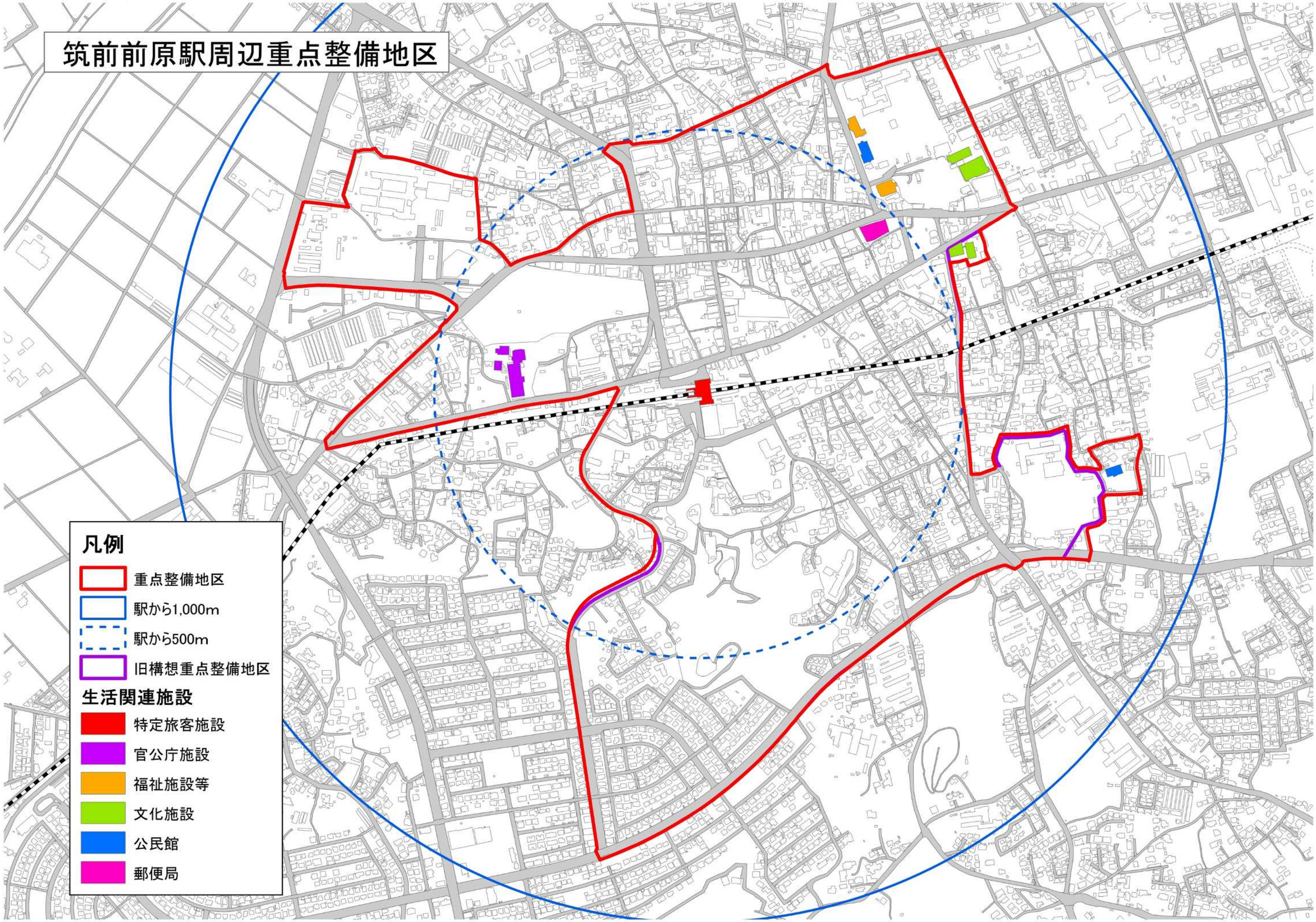

波多江駅周辺重点整備地区

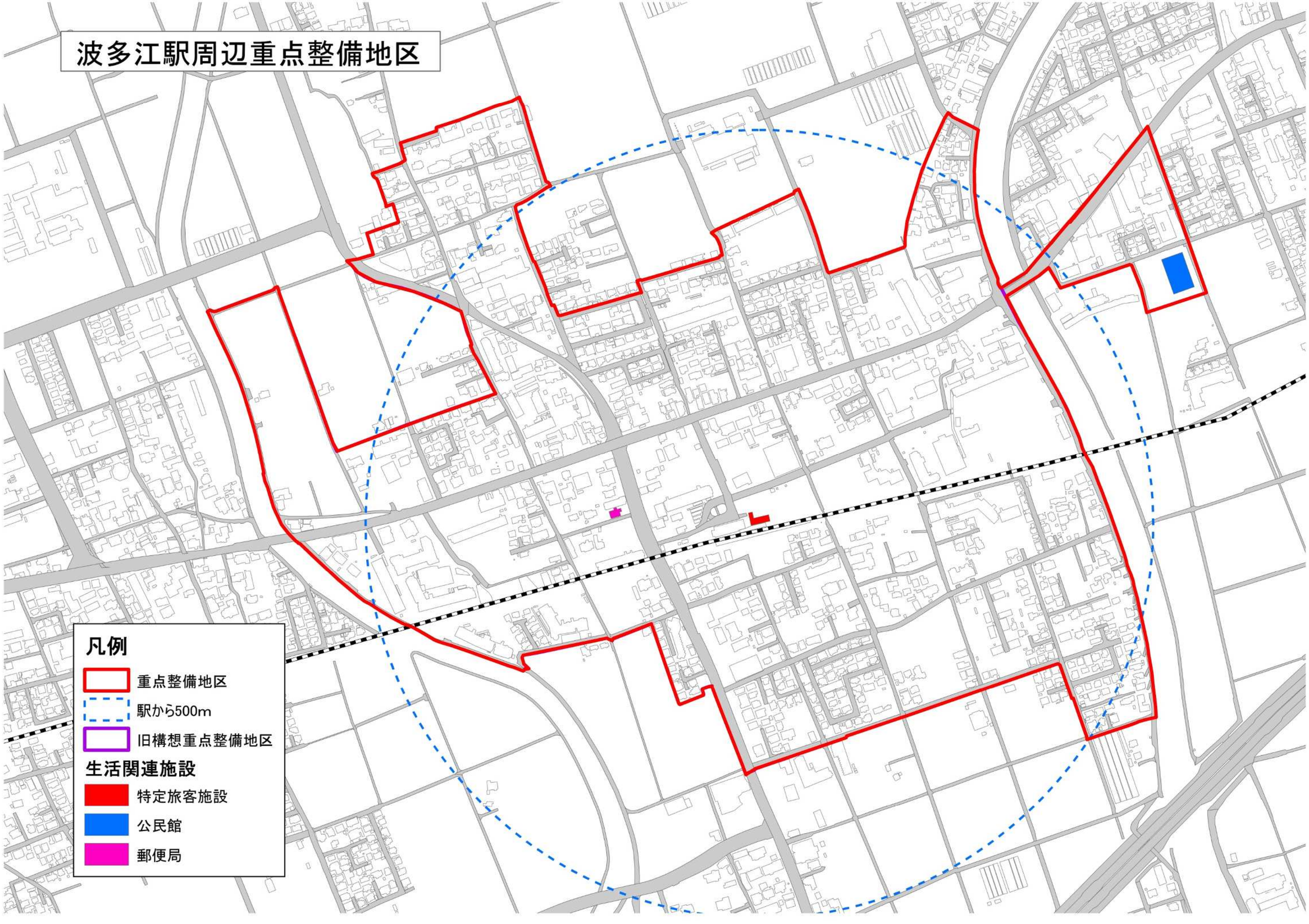

新駅周辺重点整備地区

凡例

重点整備地区

駅から500m

生活関連施設

特定旅客施設

福祉施設等

公民館

（3）生活関連経路等の設定

交通バリアフリー法では、特定旅客施設から高齢者、障がい者等が利用する施設までの経路を「特定経路」と定められていました。これに対し、バリアフリー新法では、生活関連施設相互間を結ぶ経路を「生活関連経路」と定められています。また、旧基本構想では、部分的な改善等により移動しやすさの改善に努める経路として「準特定経路」を位置づけていましたが、今回の改定により、これを「準生活関連経路」と位置づけます。

旧基本構想の特定経路及び準特定経路は生活関連施設相互間を結び、準特定経路は特定道路に指定されたことから、これらを生活関連経路とします。また、筑前前原駅周辺及び波多江駅周辺については、道路計画の変更及び重点整備地区の一部拡大に対応して生活関連経路及び準生活関連経路を追加します。新駅周辺地区については、生活関連施設の配置や聞き取り調査等を基に生活関連経路等を設定します。

重点整備地区	経路区分	路線名
筑前前原駅周辺	生活関連経路	国道２０２号
		（主）福岡志摩前原線
		（主）前原富士線
		県道筑前前原停車場線
		県道宮ノ浦前原線
		県道雷山前原線
		前原駅相原線
		前原駅筒井原線
		弁坂上鑵子線
		南小学校前線
		筑前前原停車場線
		糸島農業高校前線
		都市計画道路前原駅南停車場線
		停車場笹山線（自由通路）
		前原駅前線 （筑前前原駅北口駅前広場）
		選果場４号線 （筑前前原駅南口駅前広場）
		篠原老松町線
		商店街７号線
		商店街１号線
		六田線
		波多江篠原線
	準生活関連経路	篠原新建線

重点整備地区	経路区分	路線名
波多江駅周辺	生活関連経路	国道２０２号
		県道瑞梅寺池田線
		県道津和崎潤線
		波多江小学校農協前線
		波多江駅前線 （波多江駅北口駅前広場）
		松浦線（都市計画道路波多江駅自由通路線含む）
		松浦中線
		郵便局志登池線
		溝添大日川原線
		溝添宮園線
	準生活関連経路	下川原２号線
		向城１号線

重点整備地区	経路区分	路線名
新駅周辺	生活関連経路	国道２０２号
		都市計画道路波多江泊線
		都市計画道路篠原１号線
		都市計画道路浦志自由通路線
		本村篠原線
		波多江篠原線
		浦志有田線
		農協吉原橋線
		浦志高等学校線
		区画道路９－１号線
		浦志北口交通広場
		浦志南口交通広場
	準生活関連経路	浦志高等学校線
		前原潤線

筑前前原駅周辺地区の重点的な経路

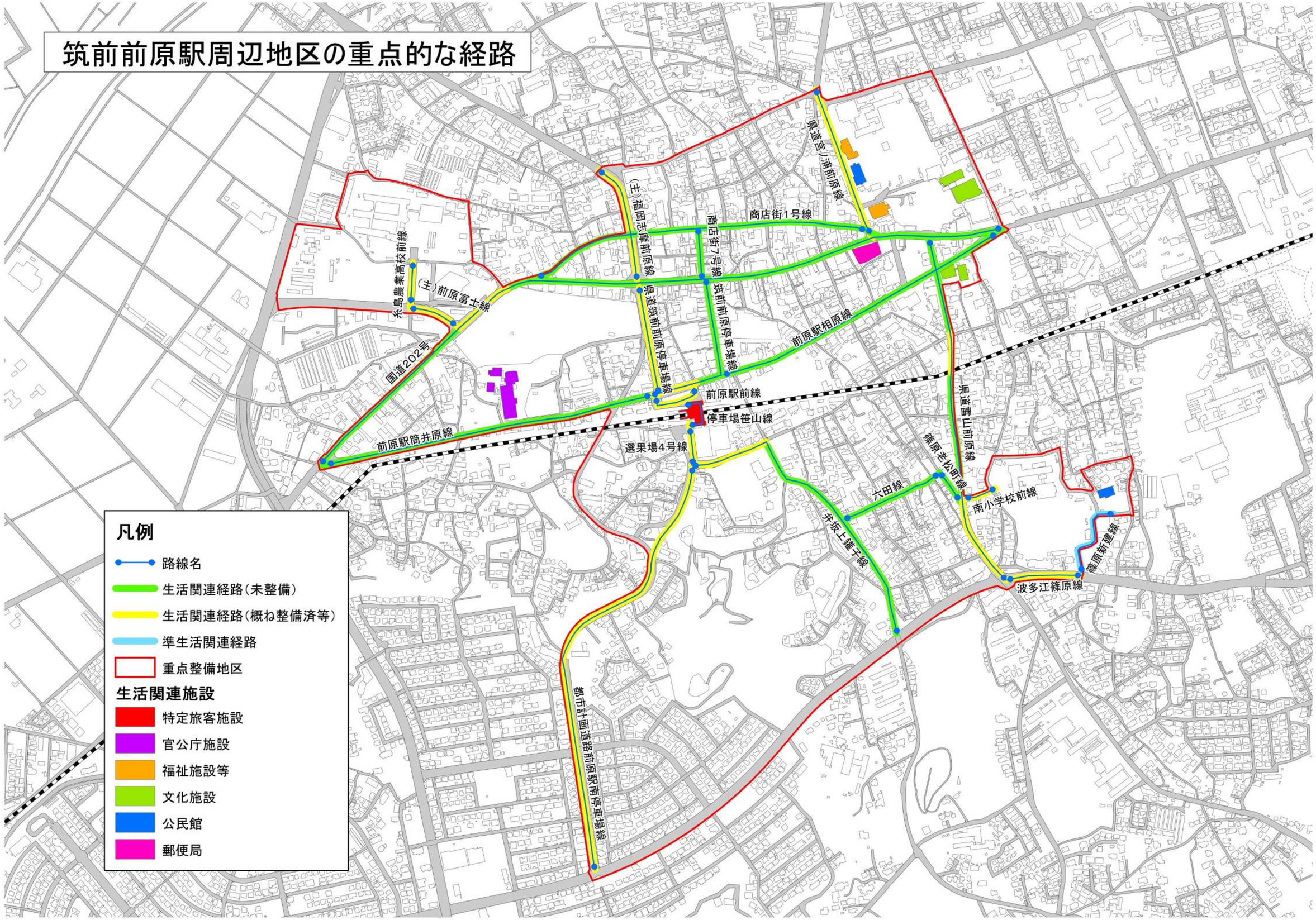

波多江駅周辺の重点的な経路

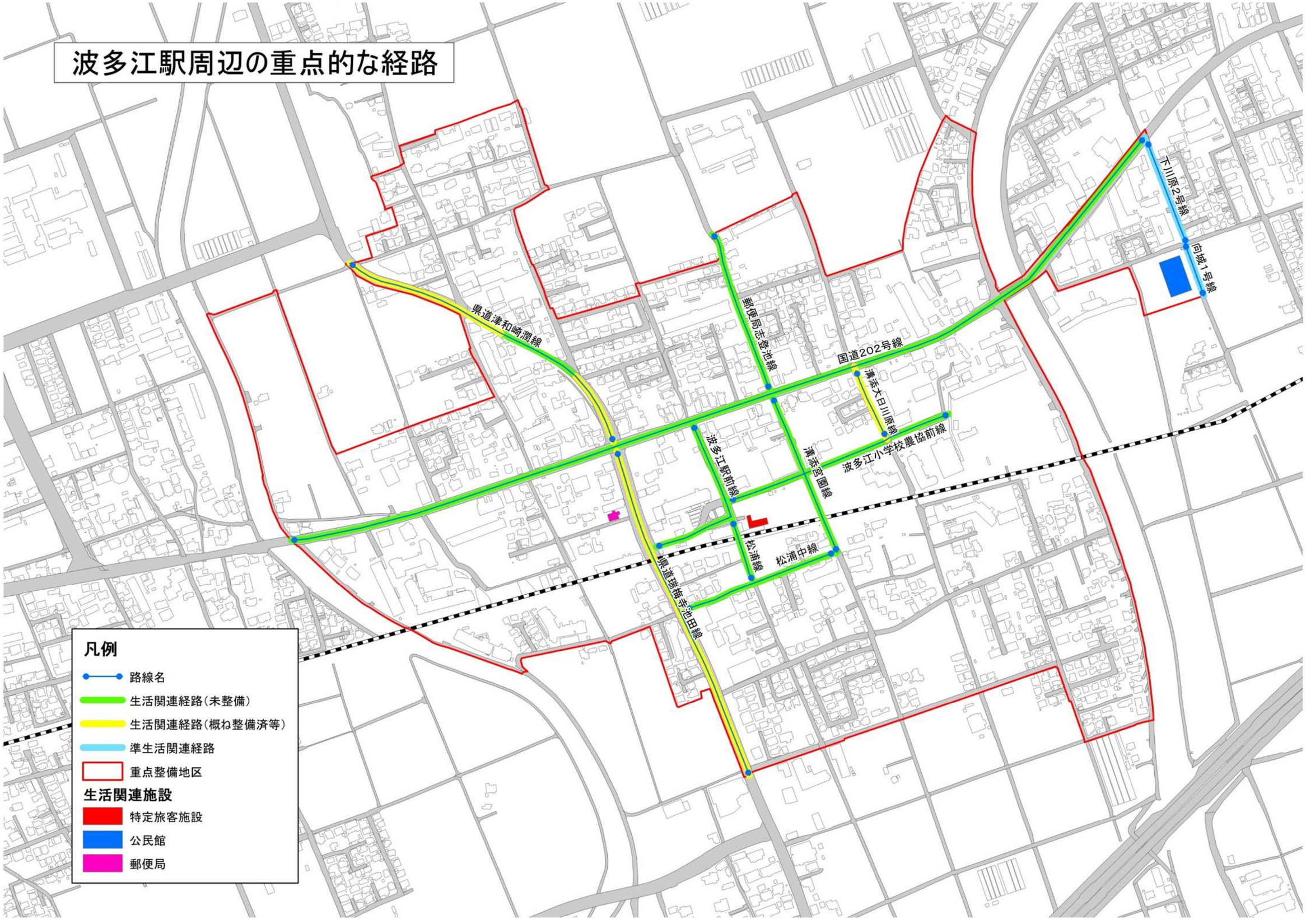

新駅周辺地区の重点的な経路

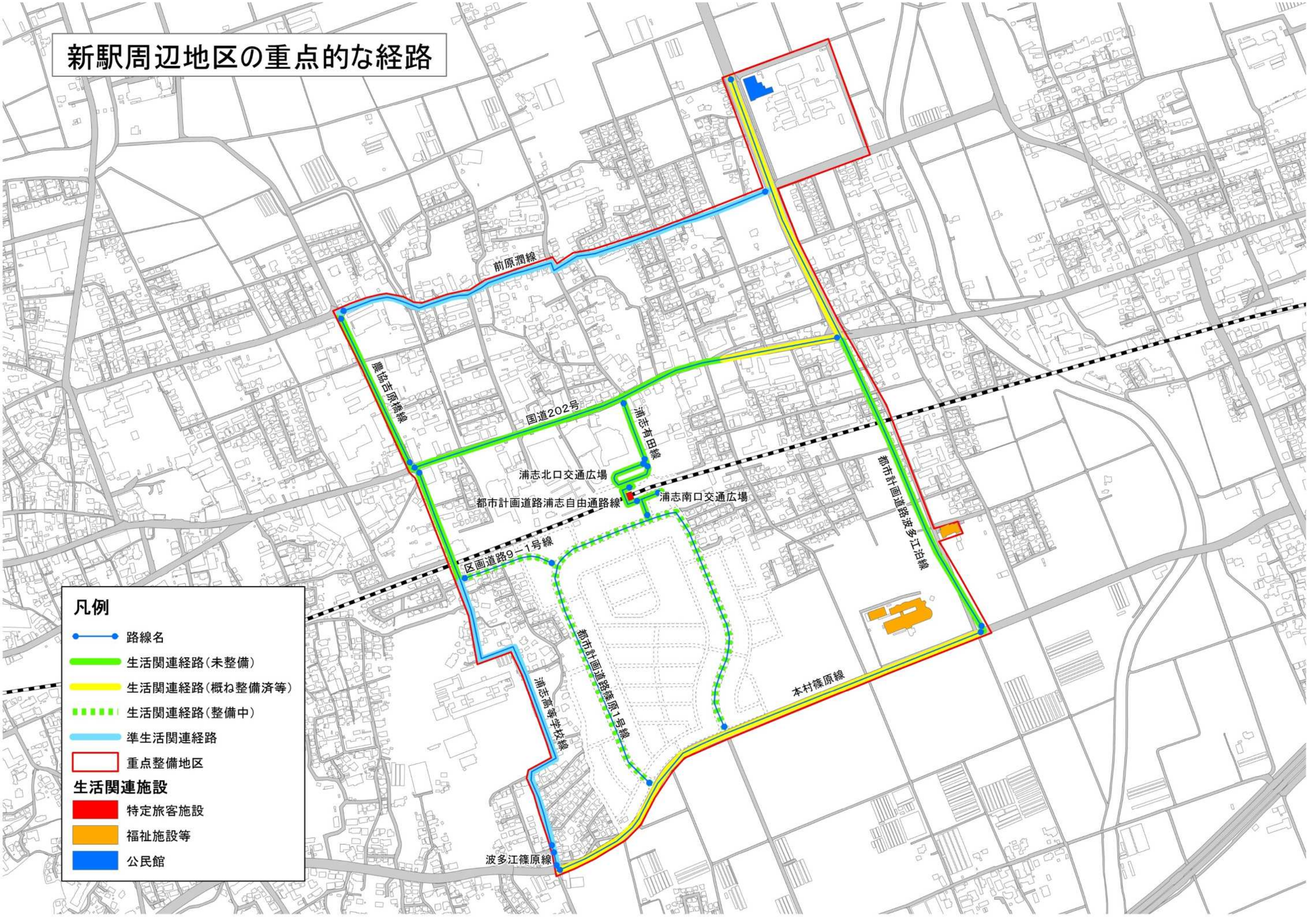

第４章　特定事業等

（1）特定事業

特定事業の整備方針は次のとおりとします。各事業者は、法に基づいて特定事業を実施するための計画を策定することとします。

1）公共交通特定事業

① 鉄道に関すること【事業主体　九州旅客鉄道株式会社】

・筑前前原駅と波多江駅については、公共交通移動等円滑化基準へ適合を目指して設備等の充実を図ります。
・新駅については、公共交通移動等円滑化基準に即して整備を行います。
・サイン等の整備にあたっては、色彩や外国語併記等によりわかりやすさの向上を図ります。
・整備済み設備等の使いやすさの点検を行います。

公共交通移動等円滑化基準の例

・昇降施設（エレベーター等）の設置 ・視覚障がい者への音声による案内・警告設備、視覚障がい者誘導用ブロック等の設置 ・聴覚障がい者への文字等による案内・警告設備の設置 ・車いす使用者用乗降口の表示 ・オストメイト対応設備の設置

② バスに関すること【事業主体　糸島市、昭和自動車株式会社】

バス車両のバリアフリー化を促進し、バス停留所については上屋やベンチ等の充実や案内表示のわかりやすさ等の利用環境の向上を図ります。

・時刻表、行先案内板等の改良によるわかりやすさ等の向上 ・バス停留所への上屋やベンチの設置等の待合施設の充実 ・ノンステップバスの導入の促進

２）道路特定事業【事業主体　国、県、糸島市】

・特定道路の新設又は改築を行うときは、道路移動等円滑化基準に適合させるとともに、生活関連経路の新設又は改築を行う場合でも、道路移動等円滑化基準への適合に努めます。

道路移動等円滑化基準の例

・歩道の設置、歩道幅員の確保
・歩道のこう配や段差等の改善による連続した路面の平たん化
・色や連続性に配慮した視覚障がい者誘導用ブロックの設置
・滑りにくく、水はけの良い舗装
・交差点部等での歩道と車道との段差改善
・自由通路における昇降施設（エレベーター等）の設置

３）交通安全特定事業【事業主体　福岡県公安委員会】

・生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機や標識等についてバリアフリー化を図ります。

信号機、道路表記等の基準例

・標識、標示の視認性の確保
・高齢者感応式等バリアフリー対応型信号機の整備推進

（２）その他の事業【事業主体　糸島市】

準生活関連経路は、地域の実情や利用状況等を考慮し、歩道、交差点、バス停留所、踏切部等について、歩行者が安全かつ円滑に通行できるよう地域住民の理解と協力を得ながらバリアフリー化に努めます。

準生活関連経路の整備例

・歩道のこう配や段差等の改善による路面の平たん化
・路側線等の明示による歩車分離
・色等に配慮した視覚障がい者誘導用ブロックの設置
・滑りにくく、水はけのよい舗装への改善
・交差点部等での歩道と車道との段差解消
・車両の離合場所の設置